

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第358号
令和3年3月11日

株式会社OTOGINO
代表取締役 鬼武 公洋 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「OX MIST」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年7月9日及び同年8月29日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「成分：次亜塩素酸水 50ppm」と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmを大幅に下回るものであったこと。

イ 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年9月24日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「おとぎの国」と称する自社ウェブサイトにおいて、「・99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品の内容物に接した菌及びウイルスが瞬時に99.9パーセント除菌及び除去される効果があるかのように示す表示をしていたこと。

ウ(ア) 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示

法に違反するものであること。

- (イ) 前記イの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
- ア 前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- イ 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し
- ア 前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- イ 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)イの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社OTOGINO（以下「OTOGINO」という。）は、大分県日田市北友田二丁目2123番地1に本店を置き、飲料水、化粧品、日用雑貨品等の販売を営む事業者である。
- (2) OTOGINOは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) OTOGINOは、本件商品に係る別表1及び別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア(ア) OTOGINOは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年7月9日及び同年8月29日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「成分：次亜塩素酸水 50ppm」と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmであるかのように示す表示をしていた。
- (イ) 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmを大幅に下回るものであった。
- イ(イ) OTOGINOは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年9月24日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「おとぎの国」と称する自社ウェブサイトにおいて、「・99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃

退！」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品の内容物に接した菌及びウイルスが瞬時に99.9パーセント除菌及び除去される効果があるかのように示す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、OTOGINOに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、OTOGINOは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) OTOGINOは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものである。
- (2) OTOGINOが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (3) 前記(1)の行為及び前記(2)の表示をしていた行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年 7月9日 及び同年 8月29日	容器包装に貼付したラベル	<ul style="list-style-type: none"> 成分：次亜塩素酸水 50ppm <p>(別添写し1)</p>
令和2年 8月20日	「楽天市場」と称するウェブサイト 「おとぎの国」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm 塩素濃度 50ppm (製造時) <p>(別添写し2)</p>
令和2年 9月24日	「楽天市場」と称するウェブサイト 「Mer ry House」と称する自社ウェブ サイト	<ul style="list-style-type: none"> 安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm 塩素濃度 50ppm (製造時) <p>(別添写し3)</p>
令和2年 9月24日	「楽天市場」と称するウェブサイト 「液晶王国」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm 塩素濃度 50ppm (製造時) <p>(別添写し4)</p>
令和2年 9月24日	「Yahoo!ショッピング」と称するウェブ サイトに開設した「おとぎの国」と称する自社 ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 塩素濃度：50ppm (製造時) 安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm 塩素濃度 50ppm (製造時) <p>(別添写し5)</p>
令和2年 9月24日	「Yahoo!ショッピング」と称するウェブ サイトに開設した「おとぎのメデイカル」と称 する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> オックスミスト OX MIST 50ppm 塩素濃度：50ppm (製造時) 安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm 塩素濃度 50ppm (製造時)

令和2年 9月24日	「Yahoo!ショッピング」と称するウェブ サイトに開設した「液晶王国」と称する自社 ウェブサイトを	<ul style="list-style-type: none"> ・「オックスミスト OX MIST 50ppm」 ・「・塩素濃度：50ppm（製造時）」 ・「塩素濃度 50ppm（製造時）」 	(別添写し6)
令和2年 9月24日	「PayPayモール」と称するウェブサイトに 開設した「まぼろし屋」と称する自社ウェブ サイトを	<ul style="list-style-type: none"> ・「・塩素濃度：50ppm（製造時）」 ・「安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm」 ・「塩素濃度 50ppm（製造時）」 	(別添写し7)
令和2年 9月24日	「Qoo10」と称するウェブサイトに開設し た「おとぎの国 Qoo10」と称する自社 ウェブサイトを	<ul style="list-style-type: none"> ・「オックスミスト OX MIST 50ppm」 ・「安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm」 ・「OX MIST-オックスミスト 50ppm」 ・「塩素濃度 50ppm（製造時）」 	(別添写し8)
令和2年 9月24日	「auPAYマーケット」と称するウェブサイ トに開設した「おとぎの国」と称する自社ウ ェブサイトを	<ul style="list-style-type: none"> ・「安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm」 ・「・塩素濃度：50ppm（製造時）」 	(別添写し9)
令和2年 9月24日	「ボンパレモール」と称するウェブサイトに開 設した「おとぎの国 マリアージュ」と称する 自社ウェブサイトを	<ul style="list-style-type: none"> ・「安定化次亜塩素酸水 オックスミスト OX MIST 50ppm」 ・「塩素濃度 50ppm（製造時）」 	(別添写し10)
令和2年 9月24日	自社ウェブサイトを	<ul style="list-style-type: none"> ・「塩素濃度 50ppm（製造時）」 	(別添写し11)
令和2年 9月24日			(別添写し12)

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年 7月9日 及び同年 8月29日	容器包装に貼付したラベル	「99.9%瞬間除菌」 (別添写し1)
令和2年 8月20日	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「おとぎの国」と称する自社ウェブサイトを	<ul style="list-style-type: none"> ・「99.9%瞬間除菌！」 ・「瞬間除菌」 ・「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9%抑制」 ・「99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・「99.9%瞬間除菌 原因菌に即効！」 ・「OX MIST-オックスミスト」及び「毎日の除菌・消臭に。 特許技術採用（第6230079号）の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬時的に徹底除去します。」

令和2年 9月24日	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「Meriy House」と称する自社ウェブサイト	<p style="text-align: right;">(別添写し2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「99.9%瞬間除菌！」 ・「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9%抑制」 ・「99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・「99.9%瞬間除菌 原因菌に即効！」 ・「OX MIST-オックスミスト」及び「毎日の除菌・消臭」 ・特許技術採用（第6230079号）の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬間的に徹底除去します。」 <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>
令和2年 9月24日	「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「液晶王国」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「一般的な除菌剤成分との比較」と題して、「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画

		<p>像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9%抑制」 ・「99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・「99.9%瞬間除菌 原因菌に即効！」 ・「OX MIST-オオックスミスト」及び「毎日の除菌・消臭に。 特許技術採用（第6230079号）の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬時的に徹底除去します。」 (別添写し4)
<p>令和2年 9月24日</p>	<p>「Yahoo! ショッピング」と称するウェブサイトに開設した「おとぎの国」と称する自社ウェブサイト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「菌やウイルスを瞬時に撃退！」及び「瞬間除菌」 ・「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9%

		<p>抑制」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「・99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・「OX MIST-オオックスミスト」及び「・毎日の除菌・消臭に。特許技術採用の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬間的に徹底除去します。」 <p>(別添写し5)</p>
<p>令和2年 9月24日</p>	<p>「Yahoo! ショッピング」と称するウェブサイトに開設した「おとぎのメデイカル」と称する自社ウェブサイト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「菌やウイルスを瞬時に撃退！」及び「瞬間除菌」 ・「99.9%瞬間除菌！」 ・「強力99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「一般的な除菌剤成分との比較」と題して、「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オオックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9% 抑制」 ・「・99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・「OX MIST-オオックスミスト」及び「・毎日の除菌・消臭に。特許技術採用の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬間的に徹底除去します。」 <p>(別添写し6)</p>

令和2年 9月24日	「Y a h o o ! ショッピング」と称するウェブサイトに開設した「液晶王国」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「99.9%瞬間除菌！」 ・「OX M I S T - オオックスミスト」及び「毎日の除菌・消臭に。特許技術採用の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬間的に徹底除去します。」
令和2年 9月24日	「P a y P a y モール」と称するウェブサイトを開設した「まぼろし屋」と称する自社ウェブサイト	<p style="text-align: right;">(別添写し7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「99.9%瞬間除菌！ 次亜塩素酸水」 ・「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「一般的な除菌剤成分との比較」と題して、「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オオックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9% 抑制」 ・「99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・「OX M I S T - オオックスミスト」及び「毎日の除菌・消臭に。特許技術採用（第6230079号）の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬間的に徹底除去します。」 <p style="text-align: right;">(別添写し8)</p>

令和2年 9月24日	「Q○○10」と称するウェブサイトに開設した「おとぎの国 Q○○10」と称する自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「99.9%瞬間除菌！」 ・「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「一般的な除菌剤成分との比較」と題して、「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9%抑制」 ・「99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・「OXシリーズのよくあるご質問FAQ」、「■OXシリーズは、次亜塩素酸ナトリウム、安定型次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水と呼ばれる物とは何が違うのですか 主成分が違います。OXシリーズは、主成分の大半がHClOで、菌の細胞膜をも瞬時に破壊する優れた成分です。次亜塩素酸ナトリウムは、プールや水道などの消毒に利用される塩素系漂白剤の成分で、ClO-が大半を占めています。除菌力はありませんが反応速度が遅く、いつまでも塩素臭が残るのが特徴です。弱アルカリ性の安定型次亜塩素酸ナトリウムと言われているものもほぼ同じ成分で、わずかにHClOを含みますのでウイルスにも反応しますが、反応速度はOXシリーズの1/80です。様々な生成方法がある次亜塩素酸水はHClOが主成分ですので優れた除菌効果はありますが、その成分が安定しないため直ぐに効果がなくなる事が弱点です。OXシリーズの安定化次亜塩素酸水は、次亜塩素酸ナトリ
---------------	---	--

		<p>ウムのナトリウム部分だけを独自の技術（特許製法）で取り除く事に成功した、非常に安定的な成分です。強力な除菌効果を維持しつつ1～3年の長期保存が可能です。」及び「■ウイルス対策への有効濃度はどれくらいでしょうか OXミスト（50 ppm）とOXシャワー（100 ppm）、いずれもウイルスは噴霧直後に一気に減少します。特に、季節性・突発性ウイルスの実験では、100 ppmのOXシャワーにおいて噴霧直後99.99%減少の結果が得られました。以上から、50 ppm以上の濃度で効果ございますが、濃度が高い方がより瞬時に高い効果が得られるといえます。」</p> <p>・「OX MIST オックスミスト 50 ppm」及び「・毎日の除菌・消臭に。特許技術採用の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬時的に徹底除去します。」</p> <p style="text-align: right;">（別添写し9）</p>
<p>令和2年 9月24日</p>	<p>「a u P A Y マー ケット」と称する ウェブサイトに開 設した「おとぎの 国」と称する自社 ウェブサイト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「99.9%瞬間除菌！ 次亜塩素酸水」 ・「菌やウイルスを瞬時に撃退！」及び「瞬間除菌」 ・「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・「99.9% 瞬間除菌」 ・「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50 ppm OXシャワー：100 ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9%抑制」 ・「・99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」

令和2年 9月24日	「ポンパレモール」と称するウェブサイトに開設した「おとぎの国マリアージュ」と称する自社ウェブサイト	<p style="text-align: right;">(別添写し10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「菌やウイルスを瞬時に撃退！」及び「瞬間除菌」 ・ 「OXシリーズ 次亜塩素酸水 スプレー オックス OXミスト 300ml 除菌消臭スプレー 長期保存タイプ ウイルス対策 赤ちゃんにも使えるので安心 マスク 日本製 加湿器除菌に エアロゾル クラスタ 次亜塩素酸水溶液 次亜塩素酸水 スプレー オックスミストは、99.9%瞬間除菌・消臭ができる除菌剤、消臭剤です。ペットや赤ちゃんにも使える マスク 日本製」 ・ 「強力 99.9%瞬間除菌 臭いも元から分解します」 ・ 「99.9% 瞬間除菌」 ・ 「一般的な除菌剤成分との比較」と題して、「アルコール除菌剤」、「次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）」、「次亜塩素酸水（電解法、中和法）」及び「OXミスト：50ppm OXシャワー：100ppm」と付記のある「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」を比較した表の画像において、「安定化次亜塩素酸水 製法特許（イオン交換法）」について、「除菌力 ◎ 瞬時に除菌」及び「ウイルスへの効果 ◎ OXミスト ◎OXシャワー 即時に除去」並びに同表の直下において、「オックスミスト・シャワーは全ての項目において、非常に優れた効果と安全性が一目瞭然！」 ・ 「次亜塩素酸水が菌やウイルスなどの有機物に触れると、瞬時に反応して除菌します。」 ・ 「菌・ウイルス抑制実験」、「突発性ウイルス・季節性ウイルスを」及び「接種直後 99.9%抑制」 ・ 「99.9%瞬間除菌！ウイルスも瞬時に撃退！」 ・ 「OX MIST-オックスミスト」及び「毎日の除菌・消臭に。 特許技術採用の安定化次亜塩素酸水が、あらゆる菌やウイルス、悪臭を瞬間的に徹底除去します。」
		(別添写し11)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第359号
令和3年3月9日

株式会社マトファー・ジャパン
代表取締役 大東 俊隆 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「微弱酸性次亜塩素酸水 アクアトロン® MATFER JAPAN」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月1日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「MATFER shop」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、「有効塩素濃度50ppm」、「有効塩素濃度50～80ppm」、「アクアトロン®有効塩素濃度50ppm±10」、「●有効塩素濃度が50～80ppmで低刺激の微弱酸性です。」、「当店の製品は有効塩素濃度50ppm、pH値は5.0～6.5で調整されています。」及び「当店の、アクアトロン®は次亜塩素酸水の中でも微弱酸性に電気分解されており、pH値5.0～6.5、有効塩素濃度については、50ppm（±10）で調整された次亜塩素酸水です。」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、50ppm程度であるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmを大幅に下回るものであったこと。

イ 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月1日に、本件ウェブサイトにおいて、「新型コロナウイルスを20秒で99.99%不活性化*」、「※NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）が6月26日（金）に公式発

表を行いました。」及び「あらゆる菌・ウイルスを瞬時に除菌します。」と表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品の内容物に接した新型コロナウイルスを20秒で99.99パーセント不活性化する効果があるかのように示す表示をしていたこと。

ウ(ア) 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(イ) 前記イの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

イ 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

イ 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)イの表示と同様の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社マトファー・ジャパン（以下「マトファー・ジャパン」という。）は、神戸市中央区小野浜町9番73号に本店を置き、調理器具、食品機械の輸出入及び販売業等を営む事業者である。

(2) マトファー・ジャパンは、本件商品を自ら通信販売の方法により一般消費者に販売している。

(3) マトファー・ジャパンは、本件ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

(4)ア(ア) マトファー・ジャパンは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月1日に、本件ウェブサイト（別添写し）において、「有効塩素濃度50ppm」、「有効塩素濃度50～80ppm」、「アクアトロン®有効塩素濃度50ppm±10」、「●有効塩素濃度が50～80ppmで低刺激の微弱酸性です。」、「当店の製品は有効塩素濃度50ppm、pH値は5.0～6.5で調整されています。」及び「当店の、アクアトロン®は次亜塩素酸水の中でも微弱酸性に電気分解

されており、pH値5.0～6.5、有効塩素濃度については、50ppm(±10)で調整された次亜塩素酸水です。」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、50ppm程度であるかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、50ppmを大幅に下回るものであった。

イ(ア) マトファー・ジャパンは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年7月1日に、本件ウェブサイトにおいて、「新型コロナウイルスを20秒で99.99%不活性化*」、「※NITE(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)が6月26日(金)に公式発表を行いました。」及び「あらゆる菌・ウイルスを瞬時に除菌します。」と表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品の内容物に接した新型コロナウイルスを20秒で99.99パーセント不活性化する効果があるかのように示す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、マトファー・ジャパンに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、マトファー・ジャパンは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば

- (1) マトファー・ジャパンは、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものである。
- (2) マトファー・ジャパンが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (3) 前記(1)の行為及び前記(2)の表示をしていた行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
- （注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
- （注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
- （注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第360号
令和3年3月9日

株式会社遊笑

代表取締役 紺谷 のりえ 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「コロバスター」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月21日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「premiumshop.on-line」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、「【ppm（濃度）】100ppm」及び「100%の次亜塩素酸水で100ppmの殺菌力。」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmを大幅に下回るものであったこと。

イ 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年7月28日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「99.9%瞬間除菌」と表示することにより

(イ) 令和2年8月21日に、本件ウェブサイトにおいて、「次亜塩素酸水は、スピード除菌に定評があり、様々な用途で便利に使用できます。」、「理由2 速攻除菌 99%以上の除菌力」、「次亜塩素酸水は高い速攻性と安全性が認められており、様々な用途で便利に使用できます。」及び「99%以上瞬間除菌」と表示することにより

あたかも、本件商品を使用することで、本件商品の内容物に接した菌が瞬時に9

9パーセント除菌される効果があるかのように示す表示をしていたこと。

ウ(ア) 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(イ) 前記イの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

イ 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)イの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し

ア 前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

イ 表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)イの表示と同様の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社遊笑（以下「遊笑」という。）は、福井市田原一丁目11番12号に本店を置き、化粧品の製造販売業等を営む事業者である。

(2) 遊笑は、本件商品を通信販売の方法により一般消費者に販売している。

(3) 遊笑は、本件ウェブサイト及び本件商品に係る容器に貼付したラベルの表示内容を自ら決定している。

(4)ア(ア) 遊笑は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月21日に、本件ウェブサイト（別添写し1）において、「【ppm（濃度）】100ppm」及び「100%の次亜塩素酸水で100ppmの殺菌力。」と表示することにより、あたかも、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmであるかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際には、本件商品における有効塩素濃度は、100ppmを大幅に下回るものであった。

イ(ア) 遊笑は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

a 令和2年7月28日に、本件商品の容器に貼付したラベル（別添写し2）において、「99.9%瞬間除菌」と表示することにより

b 令和2年8月21日に、本件ウェブサイトにおいて、「次亜塩素酸水は、スピード除菌に定評があり、様々な用途で便利に使用できます。」、「理由2 速攻除菌 99%以上の除菌力」、「次亜塩素酸水は高い速攻性と安全性が認められており、様々な用途で便利に使用できます。」及び「99%以上瞬間除菌」と表示することにより

あたかも、本件商品を使用することで、本件商品の内容物に接した菌が瞬時に99パーセント除菌される効果があるかのように示す表示をしていた。

(イ) 消費者庁長官は、前記(ア)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、遊笑に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、遊笑は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

3 法令の適用

前記の事実によれば

- (1) 遊笑は、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものである。
- (2) 遊笑が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものである。
- (3) 前記(1)の行為及び前記(2)の表示をしていた行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。